

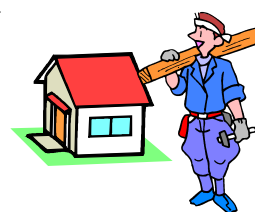
平成30年度 戸建木造住宅

耐震改修事業 利用の手引き



申請者(市民の皆様)向け

- 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業 -



設計改修一括編

- 熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業 . . . P1
- 設計改修一括の利用について . . . P2
 - 1. 申し込みの前に確認すること . . . P2
 - 2. 事業の流れ . . . P5
 - 3. 事業の実施 . . . P6
 - 4. その他の手続きについて . . . P12
 - 5. 住民票等の入手先 . . . P13
- 記入例 . . . P16
- よくある質問 . . . P22
- お問い合わせ先 . . . P24

平成30年度

熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業

熊本市では、平成12年5月31日以前の戸建木造住宅の耐震化に対する支援を行います。

今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

補助に関する問合せ先

熊本市 建築政策課 建築物安全推進室（市役所 9 階）

電話番号：096-328-2449

耐震診断

耐震診断士がご自宅に伺い、目視及び図面等により住宅を調査し、耐震性を評価します。

派遣

負担額：5,500 円（定額）

補強

補強計画設計

耐震診断士に依頼し、補強工事のための設計図等を作成します。

補助

費用の 2/3 以内（上限 14 万円）

耐震改修工事

設計図を基に工事を行います。耐震診断士による工事監理が必要です。

補助

費用の 1/2 以内（上限 60 万円）

新設

設計改修一括

平成 30 年度以降に補強計画設計に着手し、耐震改修工事まで実施するものが対象です。

補助

改修工事費用の 4/5 以内（上限 100 万円）

新設

建替え設計工事一括

同一敷地での建替えが対象です。「り災証明」で、「半壊」以上の住宅は対象外となります。

補助

建替え工事費用の 4/5 以内（上限 100 万円）

新設

耐震シェルター工事

睡眠スペース等を守るための装置を、寝室など住宅の一部に設置します。

補助

費用の 1/2 以内（上限 20 万円）

★市から施工会社へ補助金を直接支払うことができます！（代理受領制度）

申込者の皆様が準備する資金は、工事等の費用から補助金額を除いた額となります。



●設計改修一括の利用について

事業概要

本事業は熊本市の登録診断士等が耐震診断を実施した住宅で、上部構造評点を1.0未満から1.0以上にするための補強計画設計（補強案の検討や設計図書の作成、工事費の積算など）、耐震改修工事（工事監理を含む）を一括で実施する場合の費用の一部を所有者等へ補助するものです。

1. 申込みの前に確認すること

1. 補助の対象となる住宅

補助金の交付の対象となる住宅は、熊本市の登録診断士等が耐震診断を実施し、上部構造評点が1.0未満と評価されたもので、1～7をすべて満たすものです。

1. 熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅
（併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
2. 在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの
3. 3階建てまでのもの
4. 平成12年5月31日以前に着工したもの
（昭和56年6月1日以降に着工したものは、熊本地震による罹災証明を取得されているものや被害写真等により被害が確認できるもの）
5. 平成12年6月1日以降に増築した場合、増築部分の床面積が延床面積の2分の1以下のもの
6. 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
7. 過去にこの事業又は他の事業の補助金等の交付を受けて補強計画設計、耐震改修工事をしたことのないもの

2. 補助の対象になる方

補助金の交付の対象になる方は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

○住宅の所有者

（特別な理由で所有者による申し込みが不可能な方はご相談ください。なお、貸家等の所有者が申し込みを行う場合、賃借人の同意が必要となります。）

○市税の滞納が無いこと

3. 補助金額

1戸あたりの補助金の額は、次のとおりです。

耐震改修工事に要した費用の5分の4以内 かつ 上限100万円（千円未満は切捨て）

4. 申請期間と事業の完了期限、募集戸数

受付開始日：平成30年4月23日（月）

土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

受付場所：4月23日（月）と24日（火）の午前中は市役所8階 会議室

その後は、市役所9階 建築政策課 建築物安全推進室

完了期限（完了実績報告書の提出期限）：平成31年2月28日（木）まで

募集戸数：100戸程度

※先着順で受付を行います。

5. 補強計画設計及び耐震改修工事の工事監理を行う建築士

補強計画設計及び耐震改修工事の工事監理を行う建築士は耐震診断士として熊本市に登録されている建築士である必要があります。

6. 印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で結構です。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。
各書類共に同じ印鑑を使用してください。

7. 書類の作成等については担当の耐震診断士へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成や工事写真の撮影などを行わなければなりません。申請書類の作成については、担当の耐震診断士へ作成を依頼することでスムーズに事業を進めることができます。

市から耐震診断士向けの事業マニュアルや申請書類の様式を渡していますので、担当される耐震診断士へ、本事業を利用して耐震改修工事を実施したい旨をお伝えください。

8. 補助の対象となる補強計画設計

補助の対象となるのは、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための補強計画設計で、次のようなものが該当します。

- 補強案を作成するために必要な、追加調査及び現況の耐震診断書の作成
- 現況の各階平面図の作成
- 補強案の検討や打ち合わせなど
- 補強案の設計図書（耐震診断書、平面図、詳細図など）の作成
- 耐震改修工事費の積算

※その他、補助の対象になるか不明ものは、個別でご相談ください。

9. 補助の対象となる耐震改修工事

補助の対象となるのは、耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための耐震改修工事です。また、耐震改修工事のための工事監理も補助の対象となります。

主に次のようなものが該当します。

- 筋交いおよび構造用合板等による壁の補強
- 金物等による補強
- 基礎の補強
- 屋根の軽量化
- 壁工事等による壁等の破壊復旧費

※リフォーム工事、地震被害の修理は補助対象外ですが、耐震改修工事と同時に実施することは問題ありません。

※耐震化のために必要な破壊復旧であっても、仕上材を現況のものよりも華美なものにする工事などは補助対象外となります。

※その他、補助の対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。



筋交いによる壁の補強

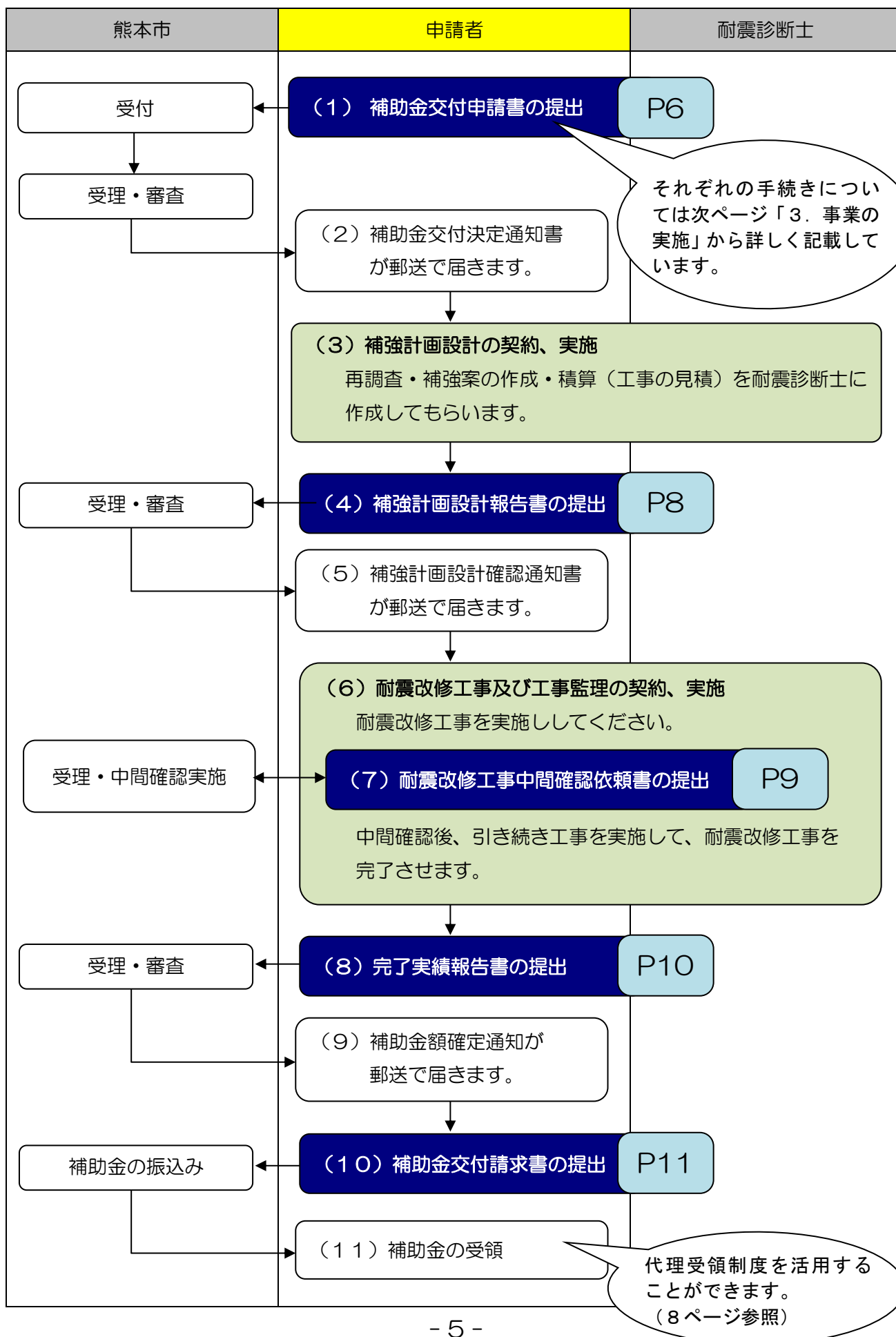


屋根の軽量化



金物による補強

2. 事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請書の提出

最初に行う補助金の申請の手続きです。

※委任状を添付することで、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者
(耐震診断士)

次の書類を用意し、申請者または担当の耐震診断士が提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、耐震診断士へ作成を依頼してください。

提出場所：4月23日（月）と24日（火）の午前中は市役所8階 会議室

その後は、市役所9階 建築政策課 建築物安全推進室

受付開始日：平成30年4月23日（月）※先着順で受付を行います。



○提出書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 補助金交付申請書（様式第1号） 記入例 P16	耐震診断士へ依頼
	(2) 事業計画書（別紙1） 記入例 P17,P18	耐震診断士へ依頼
	(3) 補強計画設計の見積書の写し	耐震診断士へ依頼
	(4) 耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書の写し	耐震診断士へ依頼
	(5) 申請者の住民票の写し ※居住者が別にいる場合は、居住者の住民票の写し	13ページ参照
	(6) 住宅の所有者がわかる書類の写し (登記事項証明書又は固定資産証明書)	13ページ参照
	(7) 市税の滞納が無いことの証明書の写し	13ページ参照
	(8) 補助事業の実施に係る同意書（別紙2） ※共有者又は賃借人がいる場合に提出 記入例 P19	申請者が準備
	(9) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※(6)により建築年が確認できる場合は省略可能。	14ページ参照
	(10) 昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、 罹災証明書又は罹災報告書（派遣要綱様式第2号） 記入例 P21	申請者が準備
	(11) 耐震診断の結果報告書の写し	申請者が準備
	(12) 現況写真（外観写真2方向以上）	申請者が準備
	(13) 委任状（別紙3） ※耐震診断士に手続きを委任する場合に提出 記入例 P20	耐震診断士へ依頼
	(14) 通帳の写し（口座番号等確認できるもの） ※代理受領の場合は代理受領委任状（様式第21号）	申請者が準備

(2) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、提出書類により審査を行います。(審査には1週間程度かかります)

提出書類の審査・補助金額の査定が済みましたら、市から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 補強計画設計の契約、実施

補助金交付決定通知書が届いたら、補強計画設計の契約を結び、補強計画設計を実施してください。
補強計画設計の補助対象となる業務は4ページをご覧ください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に補強計画設計の契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず、補助金交付決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

※追加調査や再診断を実施した結果、上部構造評点が1.0以上（倒壊しない、一応倒壊しない）ということが判明した場合、追加調査や再診断に要する費用のみが補助対象として扱われ、それ以外の補強計画設計に要する費用は補助対象外となります。その際は、必ず変更申請を行い、補強計画設計の事業を完了してください。（申請内容が変更になった場合の手続き⇒12ページ）

★耐震改修工事を実施しない場合について

本事業は、補強計画設計と耐震改修工事を一括で実施するものが対象ですが、補強計画設計が終わった際に、耐震診断士から申請者に補強計画設計の内容と耐震改修工事について説明がありますので、耐震改修工事の費用や工期等の理由で、耐震改修工事を実施しない場合は耐震診断士にその意向を伝えてください。

耐震改修工事を実施しない場合は、補強計画設計のみの補助への変更の手続きが必要になりますので、熊本市に必要書類を提出してください。

○補強計画設計の補助

補強計画設計にかかる費用の3分の2以内、上限14万円

※耐震改修工事を実施しない場合でも、補強計画設計に掛かる費用については、担当の耐震診断士へお支払いして頂く必要がありますのでご注意ください。

（４）補強計画設計報告書の提出

補強計画設計が完了したら、補強計画設計報告書を提出してください。

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者
(耐震診断士)

次の書類を用意し、提出ください。

提出場所：市役所 9 階 建築政策課 建築物安全推進室

◆補強計画設計報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 補強計画設計報告書（様式第6号）	耐震診断士へ依頼
	(2) 補強計画設計に係る契約書の写し	耐震診断士へ依頼
	(3) 現況の各階平面図	耐震診断士へ依頼
	(4) 補強案の設計図書 ・ 現況の耐震診断書 ※再診断を行った場合に提出 ・ 平面図、詳細図、補強案の耐震診断報告書 等	耐震診断士へ依頼
	(5) 耐震改修工事の工程表	耐震診断士へ依頼
	(6) 耐震改修工事及び工事監理の見積書の写し	耐震診断士へ依頼

（５）補強計画設計確認通知書が郵送で届きます

補強計画設計報告書の提出後、本市が内容を確認し、補強計画設計確認通知書を郵送します。

（６）耐震改修工事及び工事監理の契約、実施

補強計画設計確認通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を締結し、工事を実施してください。耐震改修工事の補助対象となる業務は４ページをご覧ください。

★補強計画設計確認通知書の日付より前に耐震改修工事及び工事監理の契約を結ぶと、補助を受けることができなくなる可能性があります。必ず、補強計画設計確認通知書の日付以降に契約を結んでください。

（７）耐震改修工事中間確認依頼書の提出・中間確認の実施

耐震改修工事に着手した後、補強している箇所の状況（補強部材の設置状況等）を目視できる時期に本市職員が中間確認を行います。

中間確認の実施時期については、担当の耐震診断士にご相談ください。原則、中間確認には耐震診断士と申請者の立会いが必要です。

申請者 (耐震診断士)	次の書類を用意し、提出ください。
----------------	------------------

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

提出場所：市役所 9 階 建築政策課 建築物安全推進室

提出期限：中間確認の日まで

◆耐震改修工事中間確認依頼書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 耐震改修工事中間確認依頼書（様式第8号）	耐震診断士へ依頼
	(2) 耐震改修工事及び工事監理に係る契約書の写し	耐震診断士へ依頼

★工事写真について

本事業では、補強計画設計の設計図書のとおりにより工事が適切に行われているか確認するため、工事写真の提出を求めています。工事写真については、工事監理者（耐震診断士）又は施工者が次の工程ごとの写真を撮影します。撮影は、耐震改修工事に係るすべての箇所で実施する必要があります。

工事写真により補強内容が確認できない場合は、引き剥がし等により確認を求めることがあります。



着手前	・工事着手前の状況がわかる全景写真 ・既存の仕上げ状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強材料、仕上材料	補強に使用する材料の写真、仕上（復旧）に使用する材料の写真
仕上材等の解体完了時	既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付完了時	補強部材の取付の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	・完了後の全景写真（着手前に撮影した場所から撮影） ・補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真（補強箇所ごと）

（８）完了実績報告書の提出

耐震改修工事が完了したら、耐震診断士が工事写真や耐震改修工事監理報告書などを取りまとめます。耐震診断士から工事内容について説明が有ります。

その後、完了実績報告書を提出してください。

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者
(耐震診断士)

次の書類を用意し、提出ください。

提出場所：市役所 9 階 建築政策課 建築物安全推進室

提出期限：平成 31 年 2 月 28 日（木）まで

◆完了実績報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 完了実績報告書（様式第 9 号）	耐震診断士へ依頼
	(2) 耐震改修工事監理報告書（実施要綱の様式第 1 号）の写し	耐震診断士へ依頼
	(3) 工事写真（上記参照）	耐震診断士へ依頼

（９）補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の提出後、本市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(10) 補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求を提出してください。

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者
(耐震診断士)

次の書類を用意し、提出ください。

提出場所：市役所9階 建築政策課 建築物安全推進室

提出期限：平成31年3月29日(金)まで

◆補助金交付請求書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 補助金交付請求書(様式第11号)	耐震診断士へ依頼
	(3) 耐震改修工事の領収書の写し	耐震診断士へ依頼

(11) 補助金の受領

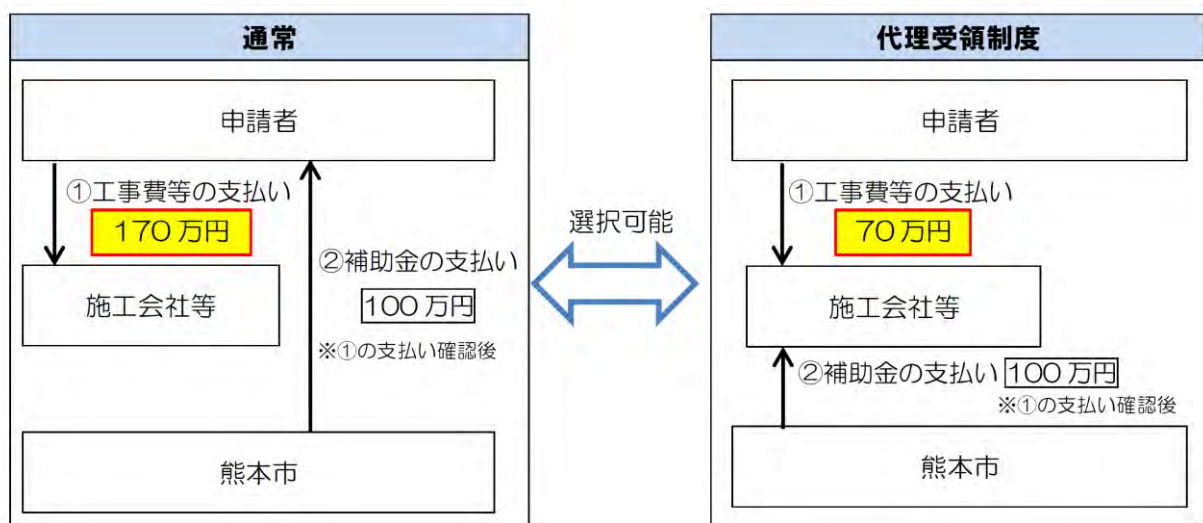
補助金交付請求書を提出してから2週間程度で指定された口座に補助金が振り込まれます。

市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら本事業は完了となります。

★代理受領制度について

熊本市が直接、耐震診断士や施工会社等へ補助金を支払うことができるようになりました。代理受領制度の活用については、耐震診断士へご相談ください。

●工事費170万円、補助金100万円の場合の例



4. その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

補強計画設計又は耐震改修工事の途中で、申請した内容（費用、工法、耐震性の評価等）に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、耐震診断士にご相談いただくか、建築物安全推進室までお問合せください。

◆ 辞退をする場合

補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります。

その場合、補助金を受け取ることができません。また、既に耐震診断士や工務店などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

辞退届の様式は建築物安全推進室にありますので、耐震診断士にご相談いただくか、建築物安全推進室までお問合せください。

◆ 住宅の耐震改修証明書の発行について

一定の要件を満たす住宅の耐震改修工事を行った方は、税制の優遇措置（所得税の特別控除と固定資産税の減税措置）を受けられる場合があります。

優遇措置を受けるためには、それぞれ証明書が必要になります。本市が証明書の発行できるのは熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を活用して耐震改修を実施したものに限りです。

○所得税の特別控除（耐震改修工事の標準的な費用の額から市が交付した補助金額を差し引いた額の10%（上限25万円））

○所得税控除額に関するお問い合わせ

熊本市中央区、北区、西区、南区にお住まいの方：熊本西税務署 096-355-1181

東区にお住まいの方：熊本東税務署 096-369-5566

○固定資産税の減額措置（1戸当たり50万円以上の耐震改修工事を行った場合、120平方メートル相当分を上限として2分の1減額、原則工事完了後3ヶ月以内に申告が必要）

○固定資産税減額に関するお問い合わせ

熊本市中央区にお住まいの方：中央税務課 096-328-2181

北区にお住まいの方：北税務課 096-272-1114

東区にお住まいの方：東税務課 096-367-9138

西区にお住まいの方：西税務課 096-329-1174

南区にお住まいの方：南税務課 096-357-4143

5. 住民票等の入手先

◆住民票の写し

○入手先：各区の区役所区民課および出張所等（午前8時30分～午後5時15分）

（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。）

土用、日曜、祭日の場合、市役所1階時間外証明窓口（午前9時～午後7時）

○必要なもの：本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

○手数料：300円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

※詳しくは、中央区役所 区民課（096-328-2240）など、お近くの区役所、出張所にお尋ねください

◆住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書 または 固定資産証明書）

登記事項証明書

○入手先：法務局（P15）

○手数料等については、法務局に直接ご確認ください。

固定資産証明書

○入手先：各区の区役所区民課、税務課および出張所等

（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。）

○必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

○手数料：300円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

※固定資産証明書を発行する際に窓口でご自宅の「建築年」の記載を依頼してください。

※固定資産証明書で所有者などの内容が確認できないもの（共有者が複数いる場合）については、登記事項証明書を提出していただく場合がありますので、建築物安全推進室へご相談ください。

◆市税の滞納が無いことの証明書の写し

○入手先：各区の区役所税務課（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外でも入手できます。）

（各区の区役所区民課や出張所等では入手できません。）

○必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

○手数料：300円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

◆住宅の建築確認通知書（建築確認済証）の写し

- ①ご自宅に保管されている場合は、その写しを提出してください。
 - ②ご自宅にない場合は下記の方法により通知書を発行できますので、その写しを提出してください。
 - 入手先：市役所 1 1 階 建築指導課
 - 必要なもの：新築時の住宅の所有者や地番、建築年がわかるもの
 - 手数料：300 円
- ※昭和 46 年以降に建築確認申請を行い、建築された住宅が対象です。
- ※住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書、固定資産証明書等）により建築年が確認できる場合は省略可能。

ご不明な点は、建築物安全推進室（096-328-2449）までお問い合わせください。

登記事項証明書の入手先

登記事項証明書については、熊本地方法務局（本局）で入手してください。

案内図	
郵便番号 所在地 電話番号	〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1-53 熊本第二合同庁舎 電話：096（364）2145
交通手段	1 JR熊本駅から熊本都市バス第一環状線30分「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩3分 2 交通センターから九州産交バス一本木，木山，戸島，小山駐車場行き（子飼又は熊本市消防局経由）20分「大江渡鹿」下車，徒歩3分 3 九州自動車道熊本ICから国道57号東バイパス，産業道路へ右折 熊本第二合同庁舎案内板を左折，車20分

※法務局ホームページより

記入例

熊本市長 大西 一史 様

熊本

捨印

捨印を押印

平成 年 月 日

提出時に記入

申請者 住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎

電話番号 096-111-1111

補助金交付申請書

（ 設計改修一括 ）

本事業で使用する印鑑は、今後、すべてこの印鑑を使用していただくことになります。

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業の補助金の交付を受けたいので、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象住宅
所在地（地番）

熊本市 中央区 手取本町1110

「登記事項証明書」又は「固定資産証明書」等の地番を記入してください。

2 補助対象経費 金 1,250,000 円

3 補助金交付申請額 金 1,000,000 円

P18「交付申請額の算定」で算出した額を記入してください。

4 完了予定日

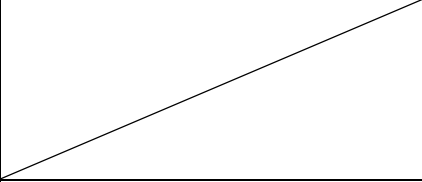
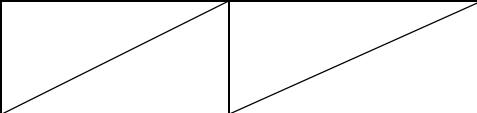
平成31年2月28日

平成31年2月28日と記入してください。

5 添付書類

書類	分類	確認欄
(1) 事業計画書（別紙1）		
(2) 補強計画設計の見積書の写し		
(3) 耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書の写し		
(4) 住民票の写し		
(5) 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）		
(6) 市税の滞納がないことの証明書の写し		
(7) 補助対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書（別紙2）		
(8) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建1築年月日がわかるもの ※(5)により建築年が確認できる場合は省略可能。		
(9) 昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、災害対策基本法に基づく罹災証明書又は罹災報告書（派遣要綱様式第2号）		
(10) 耐震診断結果報告書の写し		
(11) 現況写真（外観写真2方向以上）		
(12) 手続きを委任する場合は、委任状（別紙3）		
(13) 補助金の振込先がわかるもの ※代理受領の場合は代理受領委任状（様式第21号）		
(14) その他市長が必要と認める書類		

事業計画書 (設計改修一括、建替え設計工事一括、耐震シェルター工事)

申請者	住 所	熊本市中央区手取本町1番1号					
	氏 名	熊本 太郎					
住宅概要	所在地 (地番)	熊本市 中央区 手取本町1110					
	用 途	☒ 一戸建て住宅 ☐ 貸家 ☐ 併用住宅 (☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ())					
	階 数	☐ 平屋 ☒ 2階建て ☐ 3階建て					
	規模・床面積			住宅部分	住宅以外の部分	小計	合計
		昭和56年5月31日以前に着工した部分	1階	70.39 m ²	0 m ²	70.39 m ²	99.27 m ²
			2階	28.88 m ²	0 m ²	28.88 m ²	
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
		昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に増築した部分	1階	14.23 m ²	0 m ²	14.23 m ²	14.23 m ²
			2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
		平成12年6月1日以降に増築した部分	1階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
			2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
		1階計		84.62 m ²	0 m ²		
2階計		28.88 m ²	0 m ²				
3階計		0 m ²	0 m ²				
小 計		113.50 m ²	0 m ²	延床面積 113.50 m ²			
建築年月日		昭和54年 4月31日					
建築確認		昭和54年 1月31日 (第 1234 号)					
耐震診断の概要	熊本市の制度の利用	☒ 有り (平成29年度) ☐ 無し					
	現況の耐震診断結果 (上部構造評点)	1階X方向	1階Y方向	2階X方向	2階Y方向		
		0.35	0.43	0.83	0.91		
		3階X方向	3階Y方向				

設計改修一括は (第二面)、建替え設計工事一括は (第三面)、耐震シェルター工事は (第四面) に続く

補強設計者 及び補強工 事監理予定 者の概要	建築士事務所	(熊本県) 知事登録 第00000号 事務所名 株式会社 ひごまる一級建築士事務所 住 所 熊本市中央区熊本城1番1号 電話番号 096-111-2222	
	建築士	(一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録 第0000000号 氏 名 肥後 二郎	
補強施工予 定者の概要	補強施工者	☒ 補強施工者未選定 ☐ 補強施工者選定済み (下欄に記載)	
		会社名 住 所 電話番号 担当者	
交付申請額 の算定	見積額 (消費税を含む)	補強計画設計に要する費用	230, 000 円
		耐震改修工事に要する費用 (概算)	2, 809, 125 円 (①)
		耐震改修工事の工事監理に要する費用 (概算)	200, 000 円
	補助対象経費の上限額	1, 250, 000 円 (②)	
	補助対象経費	① ②のうち最小の額 (注1) 1, 250, 000 円 (A)	
交付申請額 (= A × 4 / 5)	1, 000, 000 円		
補強計画設計着手予定日		平成 30年 6月10日	
耐震改修工事着手予定日		平成 30年10月 5日	
完了予定日		平成 31年 2月28日	
備考			

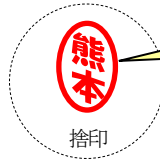
平成31年2月28日と記入してください。

(注1) 補助対象経費は、5千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とすること。

様式は耐震診断士又は建築物安全推進室にお問い合わせください。申請住宅に「共有者」又は「賃借人」がいない場合は、この書類を提出する必要はありません。

戸建木造住宅【改修】

別紙2（様式第1号、様式第15号、
様式第16号、様式第19号）



捨印を押印

平成 年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 様

補助事業の実施に係る同意書

（設計改修一括・耐震改修工事・建替え設計工事一括・耐震シェルター工事）

下記の住宅について、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を実施することに同意します。
また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力をいたします。

記

1 対象住宅

所在地（地番）

熊本市 中央区 手取本町1110

2 共有者等

住所 熊本市 中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 花子

電話番号 090-2222-2222



住所

氏名

電話番号

共有者、賃借人がいる場合に記入してください。
※印鑑は申請者と異なるものを使用して下さい

住所

氏名

電話番号

印

住所

氏名

電話番号

印

※対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、同意を得て2に記入すること。

戸建木造住宅【改修】
別紙3（様式第1号、様式第15号、
様式第16号、様式第19号）



捨印を押印

平成 年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 様

委任状

(設計改修 一括 ・ 耐震改修工事 ・ 建替え設計工事一括 ・ 耐震シェルター工事)

私は、 肥後 二郎 を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

1. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続きの一切を委任される場合は、下記の事項に○をつけてください。

☒	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の手続きにおける一切を委任
----------------------------------	--

2. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等の手続きのうち一部を委任する場合は、下記の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

☐	交付申請（第4条）	☐	変更申請（第7条）
☐	補助事業の中止又は廃止（第8条）	☐	状況報告（第10条）
☐	補強計画設計の報告（第11条）	☐	中間確認（第13条）
☐	建替え工事の着手届（第14条）	☐	完了実績報告（第15条）
☐	補助金の請求及び交付（第17条）	☐	完了後の報告等（第21条）

対象住宅の所在地（地番） 熊本市 **中央区 手取本町1110**

申請者（委任する方）

住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**



代理者（窓口に来る方）

住所 **熊本市中央区熊本城1番1号**

会社名 **株式会社 ひごまる一級建築士事務所**

氏名 **肥後 二郎**



申請住宅が「昭和56年5月31日以前に着工したもの」又は「り災証明書がある」場合は、この書類を提出する必要はありません。

平成 年 月 日

熊本市長 大西 一史 様

提出時に記入

申込者 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎



電話番号 096-111-1111

罹災報告書

下記のとおり、平成28年熊本地震により罹災したことを報告します。

記

1 住宅の所在地 熊本市 中央区 手取本町1110

2 被害概要

3 添付書類（次のいずれかの書類を添付）

- (1) 被災状況を記録した写真
- (2) 被害の修復に要した経費を証する書類
- (3) 建築士による被災状況確認証明書（別紙）
- (4) その他市長が必要と認める書類



○基礎のクラック



○クロスの割れ

地震の被害が分かる写真（2～3枚程度）をA4の紙などに貼り付けて、添付してください。

よくある質問

問1. 伝統的構法等は、補助対象とならないのか。

答：昭和25年以前着工の伝統的構法の住宅についても、事業対象として耐震診断を行うことができます。この場合、耐震診断を行う耐震診断士が限定されるため、申し込みの段階で着工年と伝統的構法であるかを把握する必要があります。耐震診断士派遣事業の申込書の着工年については、できる限り正確に記載をお願いします。

※「伝統的構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材で作られており、貫、さし鴨居、土壁等が多く用いられている日本古来の木造軸組のこと。主に建築基準法制定（昭和25年）以前に建てられている。

問2. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答：店舗や事務所、アパートなどは補助対象となりません。

ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る）については、戸建木造住宅に含むと定義しており、店舗部分も含めて事業対象となります。

問3. 増築した部分がある場合、補助対象の取り扱いはどうなるのか。

答：耐震改修等の補助対象となるのは、平成12年5月31日以前に工事着工した住宅であるが、平成12年6月1日以降に着工した増築部分がある場合も既存部分、増築部分も含めた全体を補助対象とします。ただし、平成12年6月1日以降に増築した部分が延床面積の2分の1を超えている場合は、全体が事業の対象外となります。

問4. 旧耐震基準とはなにか。

答：昭和56年5月31日以前に着工した住宅については建築基準法施行令の「耐震に関する構造関係規定（新耐震基準）」が施行される前の基準のことです。旧耐震基準で建てられた住宅は、新耐震基準（現行の建築基準法）を満たしていない可能性が高いと考えられます。

問5. なぜ拡充する住宅の条件の基準日が平成12年5月31日なのか。

答：昭和56年6月1日以降の耐震基準で建てられた住宅であっても、平成12年5月31日以前に着工した住宅については柱と梁の接合部仕様等が明確化される前に建てられており、熊本地震においても被害がみられたため事業の拡充を行います。

問6. 住宅の所有者以外が本事業へ申込むことは可能か。

答：原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、やむを得ない場合（所有者の死亡、障がい、入院など）は必要な書類を提出することで、代理の方でも補助対象者とすることができます。

問7. 代理者として認められるのは誰か。

答：代理者として認められるのは、配偶者または2親等以内（父母、子、兄弟、姉妹など）の方です。貸家の場合、申込者は所有者となりますが、賃借人にも耐震診断の実施について了解を得なければなりません。

問8. 既に着手あるいは完了している補強計画設計、耐震改修工事は、補助対象となるのか。

答：補助対象になりません。必ず着手前に申請を行う必要があります。

問 9. 申請住宅に現に居住者がいない場合は補助対象とならないのか。

答：現に居住者がいない場合は、誓約書（耐震改修工事後にすみやかに住むことを示したもの）を提出し、耐震改修工事後に申請住宅に住む意志を示したものについては住む見込がある住宅として補助対象としています。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票などの提出が必要です。

問 10. 住宅の所有者が故人である場合、所有権移転登記等は必要となるか。

答：原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、やむを得ない場合（所有者の逝去、障がい、入院など）は必要な書類を提出することで、代理の方でも補助対象者とすることができるものとします。ただし、代理者として認めるものは、配偶者又は2親等以内（父母、子など）とします。

問 11. 共有者とは何か。また、共有者が故人の場合はどうなるのか。

答：対象住宅の登記簿上の所有者（権利者）のことです。共有者が故人の場合は、除籍謄本など、その方が亡くなられていることが分かる書類の添付が必要となります。

問 12. 補助金交付申請書等は郵送で提出してもいいのか。

答：原則、郵送については認めておりません。必要書類を添付の上、市役所9階 建築政策課建築物安全推進室へ直接提出をお願いします。

問 13. 耐震診断、補強計画設計及び耐震改修工事を同時に行うことは可能か。

答：耐震診断が終わらないと、補強計画設計は行えません。また、補強計画設計が終わらないと、耐震改修工事を行うことはできません。いずれも市の補助制度を利用する場合は、まずは耐震診断の補助制度を利用して耐震診断を行い、その結果をもって設計改修一括の補助制度を利用する流れとなります。

問 14. 地盤の改良や基礎の補強も耐震には有効と思われるが、補助の対象となるのか。

答：この補助制度は、あくまで上部構造が対象であり、地盤については補助の対象となりません。ただし、基礎の補強については、耐震診断の結果、耐震性の向上に有効であると判断された場合は補助の対象となります。

問 15. 補強計画設計や工事監理を行う耐震診断士、耐震改修工事を行う施工者は自由に選べるのか。

答：補強計画設計や工事監理者を行うのは耐震診断士である必要があります。耐震診断士名簿から自由に選ぶことができます。施工者については特に条件はなく、自由に選ぶことができます。

問 16. 耐震改修工事を行うと、税の控除や減額ができるのか。

答：一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合は、所得税の控除と固定資産税の減額が受けられる制度があり、当課が発行する耐震改修証明書を持参の上、税務署及び各区役所税務課に申告をすることで控除を受けられる場合があります。詳細は、管轄の税務署及び各区役所税務課にお尋ねください。（12ページ参照）

問 17. 耐震診断、補強計画設計を行わずに耐震改修工事を行いたいが可能か。

答：耐震改修工事を行うためには、耐震診断及び補強計画設計が不可欠です。
耐震診断を行うことで、住宅のどの部分が地震に弱いのかの分かります。その後、補強計画設計を行うことで、どこをどのように補強すればよいのかが分かり、耐震改修工事の設計図を作成することができます。耐震診断、補強計画設計をせずに耐震改修工事を行うことは、病院で医師の診断を受けずにいきなり手術を行うようなものです。

お問い合わせ先

熊本市 建築政策課 建築物安全推進室（市役所9階）

〒860-8601

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2449

FAX 番号：096-359-6978

メールアドレス：kenchikubutsuanzensuishin@city.kumamoto.lg.jp